

長期履修学生制度（概要）

1. 制度の趣旨

麻布大学大学院博士後期課程及び博士課程では、職業に従事しながら大学院で学ぶことを希望する社会人の学習機会を一層拡大する観点から、「長期履修学生制度」を平成26年4月から導入しております。

この制度は、本人の申請に基づいて審査し、時間的制約の多い社会人が、各々、個人の事情に応じて柔軟に標準修業年限（博士後期課程は3年間、博士課程は4年間）を超えて学び、仕事に従事しながら学位を取得することを可能にするものです。また、長期履修により在学期間中の1年間の授業料の負担は、軽減されます（授業料の総額は、標準修業年限修了者と同額になります。）。

2. 申請資格

長期履修が認められる者は、次のいずれかに該当するものとします。

- ①職業を有し、就業している者〔自営業及び臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。〕で、著しく学習時間の制約を受けるもの
- ②入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由を除く、その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めたもの

3. 申請手続

入学を志願する者で長期履修を希望する場合は、入学願書提出時に長期履修学生申請書に必要書類を添えて学長に願ひ出ます。

4. 長期履修期間及び在学年限

長期履修学生の長期履修期間及び在学年限は、博士後期課程にあっては6年以内、博士課程にあっては8年以内となります。

5. 長期履修学生制度に係る授業料等

- ・年間授業料等は、標準修業年限分の授業料及び実験実習費を加えた総額を長期履修期間で分割して納付します。ただし、在学中に長期履修期間の変更が認められた場合は、再計算することになります。

（計算式）

年間授業料等＝通常の授業料年額×標準修業年限÷長期履修許可期間

ただし、入学時に限り入学金及び施設設備費が別途必要になります。

- ・長期履修学生については、授業料の延納の制度

は適用されません。

- ・除籍対象となる場合を除き、長期履修期間を終了してもなお修了できずに在学する長期履修学生の授業料は、長期履修学生以外の学生が納付する授業料と同額になります。

6. 長期履修期間の変更

長期履修期間中にやむを得ない事由が生じた場合、学長の許可が得られれば、在学年限の範囲内において1年単位で在学中1回に限り、長期履修期間を延長又は短縮することができます。

- ・延長を希望する場合は、入学願書提出時に申請した修了予定日の1年3月前までに願ひ出ることとします。
- ・短縮を希望する場合は、修了希望日の1年3月前までに願ひ出ることとします。ただし、標準修業年限より短縮することはできません。なお、短縮することによって生じた授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に納入してもらうこととなります。

7. 申請に当たっての注意事項

- ・長期履修期間は、年単位で申請することとします。
- ・長期履修学生は、原則リサーチ・アシスタントを行うことはできません。
- ・長期履修学生として認められた者は、在学中に事由が消滅した場合でも修了するまで長期履修学生として在籍することになります。